平成２９年（フ）第２７９２号
大阪府吹田市千里山東２丁目22番21号
債務者　白井　　学
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０６６号
大阪府寝屋川市太間町12番20号
債務者　長谷　友美
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０７１号
大阪府豊中市三和町２丁目１番２―305号
債務者　磯俣　敏彦
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２２２号
大阪市生野区巽南５丁目１番35―806号
債務者　栗作　隆史
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３４０号
大阪府茨木市郡５―18―10―501、住民票上の住所大阪府門真市末広町31番１号　末広マンション207号
債務者　大野一十三
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第８３４号
千葉県船橋市田喜野井７丁目11番６―205号
破産者　北村　信彦
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４９１号
千葉県習志野市屋敷５丁目14番６号
破産者　小野寺康晴
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４９４号
千葉市若葉区都賀４丁目９―23番地
破産者　株式会社山甲不動産
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４９５号
千葉県市原市ちはら台西３丁目１番地２
パークヒル・サンちはら106
破産者　小安　京子
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４９６号
千葉県市原市ちはら台西３丁目１番地２
パークヒル・サンちはら106
破産者　小安　　敏
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５２４号
千葉県船橋市古作３丁目５番21号　トップVI―205号
破産者　滝澤　真史
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５６９号
千葉県八千代市勝田台北１丁目10番９号　クレア勝田台601号
破産者　杉山　正夫
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５７０号
千葉県八千代市勝田台北１丁目10番９号　クレア勝田台601号
破産者　杉山由紀子
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９８号
大阪府泉佐野市市場東３丁目208番地の６
破産者　有限会社エス・ディキャドセンター
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
名古屋市中村区太閤４丁目５番18号　1897WＡＴＳＯＮ304、従前の住所岐阜県大垣市赤坂大門３丁目62番地１
破産者　中村　佳雄
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３２号
名古屋市東区新出来１丁目５番４号
破産者　有限会社ワン・アップ
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５号
松江市嫁島町10番28―1007号　ラフェスタ嫁島
破産者　遠藤　和正
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３号
島根県益田市東町19番35号
破産者　有限会社ユニー
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第１８９号
鹿児島県鹿児島市南林寺町４番７号朝日プラザ天文館南811号室、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県鹿児島市上荒田町９番29号牧野ビル201号
破産者　ＣＡＳＥＲＯ合同会社
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係